

事業者等が付す保険等

事業者等が付す保険等

佐原広域交流拠点PFI事業事業契約書（以下「事業契約」という。）第11条第4項及び第18条第1項、及び佐原広域交流拠点PFI事業 維持管理・運営業務委託並びに建物使用に関する契約書（以下「維持管理・運営業務委託契約」という。）第15条第1項の定めるところにより、佐原広域交流拠点PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、「事業者」の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、最少限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる引用符付きの用語の意義は、別段の定めがない限り、「事業契約」別紙2及び「維持管理・運営業務委託契約」別紙2に記載する用語の定義に定めるところによる。

第1．設計、建設工事、工事監理の履行に係る保険

（1）保険名称

設計・建設工事契約履行保証保険

（2）保険内容

「事業者」の契約不履行により「事業契約」が解除されたことにもない、「事業者」が「発注者」及び香取市（以下「発注者等」という。）に支払うべき違約金を担保する。

（3）付保条件

保険の契約については、「国土交通省が管理者となる施設」と「香取市が管理者となる施設」とに分けて契約する。

保険の契約期間は、「事業者」と「設計企業」との間における「設計業務」の実施に関する契約の締結日から「事業者」と「建設企業」及び「監理企業」との間における「建設業務」及び「監理業務」の実施に関する契約終了日までとする。

保険の契約者は、原則として「事業者」とし、「設計企業」及び「建設企業」並びに「監理企業」を契約者とする場合は、それぞれ「発注者」並びに香取市を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。

保険（保証）金額は、「国土交通省が管理者となる施設」及び「香取市が管理者となる施設」のそれぞれに係る「建設工事費等」（消費税を含む。）の10%以上とする。

第2．建設業務に係る保険

1．建設工事保険

（1）保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

（2）保険内容

建設工事保険とは、建物の建築工事中及び土木工事中に発生した工事目的物の損害を担

保する。(一部に付帯設備工事を含む場合も対象とする。)

(3) 付保条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険の契約期間は、「本施設」の「着工日」から「引渡日」までの全期間とする。

保険契約者は、「事業者」又は「建設企業」とする。

被保険者は、「事業者」、「設計企業」、「監理企業」、「建設企業」及びそのすべての「下請負者」(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。) 「発注者等」を含むものとする。

保険金額は、「本施設」の「建設工事費等」(消費税を含む。)とする。

建設工事保険の自己負担額は10万円/1事故以下とする。

水災、雪災害危険担保とする。

地震、津波、噴火(以下「地震等危険」という。)担保とする。ただし、地震等危険の保険金額は1億円を最低保険金額とする。

2. 請負業者賠償責任保険

(1) 保険名称

請負業者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

請負業者賠償責任保険とは、工事遂行に伴って派生した第三者(「発注者等」及びその関係者、施設来場者、通行者、近隣居住者を含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となっているすべての工事を対象とする。

保険期間は、「本施設」の「着工日」から「引渡日」までの全期間とする。

保険契約者は、「事業者」又は「建設企業」とする。

被保険者は、「発注者等」、「事業者」、「設計企業」、「監理企業」、「建設企業」及びそのすべての「下請負者」(リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。)を含むものとする。

「建設企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、対人1億円/1名、10億円/1事故、対物5億円/1事故以上とする。

自己負担額は5万円/1事故以下とする。

3. 生産物賠償責任保険

(1) 保険名称

生産物賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

生産物賠償責任保険とは、完成引き渡し後の工事目的物の瑕疵に起因して派生した第三者(「発注者等」及びその関係者、施設来場者、通行者、近隣居住者を含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となっているすべての工事を対象とする。

保険期間は、「本施設」の「引渡日」後10年間とする。

保険契約者は、「事業者」又は「建設企業」とする。

被保険者は、「事業者」、「設計企業」、「監理企業」、「建設企業」及びそのすべての「下請負者」(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。)を含むものとする。「建設企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、対人1億円/1名、10億円/10年間、対物5億円/10年間以上とする。

自己負担額は5万円/1事故以下とする。

第3. 維持管理・運營業務に係る保険

1. 施設・昇降機賠償責任保険

(1) 保険名称

施設・昇降機賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

「本施設」及び昇降機の所有、使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者(「発注者等」及びその関係者、施設来場者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、「維持管理・運営期間中」の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

(3) 保険条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間は、「本施設」の「供用開始日」から「事業契約」及び「維持管理・運營業務委託契約」の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1~3年程度の期間ごとにその都度更新を行う場合でも良いものとする。

保険契約者は、「事業者」又は「維持管理・運営企業」とする。

被保険者は、「発注者等」、「事業者」、「維持管理・運営企業」及びそのすべての「下請負者」とする。

「事業者」、「維持管理・運営企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、対人1億円/1名、5億円/1事故、対物5億円/1事故以上とする。

自己負担額は5万円/1事故以下とする。

2. 施設所有管理者賠償責任保険

(1) 保険名称

施設所有管理者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

「本施設」の「維持管理・運營業務」の欠陥に起因して派生した第三者賠償損害(施設等管理財物自体に対する「事業者」及び「維持管理・運営企業」が負うべき対人・対物賠

償損害を含む。)を担保する。なお、請負賠償責任保険(管理者特約又は受託者賠償責任保険付帯)により、施設所有管理者賠償責任保険に代えることは差し支えない。

(3) 保険条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間は「本施設」の「供用開始日」から「事業契約」及び「維持管理・運營業務委託契約」の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。

保険契約者は、「事業者」又は「維持管理・運営企業」とする。

被保険者は、「事業者」、「維持管理・運営企業」及びそのすべての「下請負者」とし、受託物又は管理財物損害担保とする。

「事業者」及び「維持管理・運営企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、対人1億円/1名、5億円/1事故、対物5億円/1事故以上とする。自己負担額は5万円/1事故以下とする。

3. 警備業者賠償責任保険

(1) 保険名称

警備業者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

「本施設」の「運營業務」における警備業務遂行の欠陥に起因して派生した第三者(「発注者等」及びその関係者、施設来場者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する「事業者」及び「維持管理・運営企業」の負うべき対人・対物賠償損害を担保する。

(3) 保険条件

担保範囲は、「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間は、「本施設」の「供用開始日」から「事業契約」及び「維持管理・運營業務委託契約」の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとにその都度更新を行う場合でも良い。

保険契約者は、「事業者」又は「維持管理・運営企業」とする。

被保険者は、「事業者」、「維持管理・運営企業」及びそのすべての「下請負者」とし、受託物又は管理財物損害担保とする。

「事業者」及び「維持管理・運営企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、対人1億円/1名、5億円/1事故、対物5億円/1事故以上とする。自己負担額は5万円/1事故以下とする。

4. 生産物賠償責任保険

(1) 保険名称

生産物賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容

本施設内における提供食品、販売物品の欠陥により派生した第三者(「発注者等」及び

その関係者、施設来場者、通行者、近隣居住者等を含む。)に対する身体(食中毒を含む。)財物賠償責任損害を担保する。

(3) 保険条件

担保範囲は、「本事業」の事業契約の対象となっているすべての施設を対象とする。
保険期間は、「本施設」の「供用開始日」から「事業契約」及び「維持管理・運營業務委託契約」の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。

保険契約者は、「事業者」又は「維持管理・運営企業」とする。

被保険者は、「事業者」、「維持管理・運営企業」及びそのすべての「下請負者」とする。

「事業者」及び「維持管理・運営企業」(「下請負者」を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

保険金額は、1億円/年間以上とする。

自己負担額は5万円/1事故以下とする。